

毎月1日付での加入が可能です！！



日医医賠責特約保険 中途加入のすすめ

日医医賠責保険の特色を継承し補完する日医A会員の任意加入保険です

加入を
おすすめする
日医A会員

法人（法人立診療所、99床以下の法人立病院および定員99名以下の介護医療院）の責任部分の賠償にも備えたい日医A会員

日医A会員以外の医師が起こした医療事故に対する、開設者・管理者としての賠償にも備えたい日医A会員

高額賠償の支払（1事故3億円、保険期間中9億円まで）に備えたい日医A会員

開設者である医療法人が損害賠償請求を受けた場合の備えは大丈夫ですか？

日医医賠責保険は会員個人を対象としているため、法人に対して損害賠償請求を受けた場合、弁護士費用等を含めて保険金が支払われない場合があります。

日医医賠責特約保険では、開設者である医療法人に対して損害賠償請求がされた場合にも保険金支払の対象となります。

■ 日医医賠責特約保険 支払例 「医療法人（一人医師医療法人以外）」のみが損害賠償請求を受けたケース

事故の概要		保険金の支払	
医療機関	法人立診療所（院長は日医A1会員、勤務医は非会員）	特約保険加入	1億9,900万円 （免責100万円を差し引いた額）
内容	医療行為上の過失により重度の後遺障害が発生し医療法人のみが損害賠償請求を受けた	特約保険未加入	日医医賠責保険では、A会員個人の責任部分のみ対象となり、法人の責任部分やA会員ではない勤務医師の責任部分の対象とはなりません。
認定された損害賠償額	2億円（支払限度額3億円） （将来にわたる介護費用、逸失利益、慰謝料など）		

※勤務医師個人のみを対象として損害賠償請求が行われた場合は、当該勤務医師個人を対象とする保険が必要となります。

※「一人医師医療法人」の場合は、法人宛請求でも個人立診療所に準じ日医医賠責保険で対応します。

※法人から日医A会員個人に対して損害賠償請求が行われた場合、その医師の責任割合部分を支払う場合があります。

日医A会員以外の医師が起こした医療事故に対する開設者・管理者としての備えは大丈夫ですか？

日医医賠責保険は会員個人を対象としているため、会員医療機関で勤務する日医A会員以外の医師が起こした医療事故に対して、開設者・管理者である会員が損害賠償請求を受けた場合、日医A会員以外の医師の責任部分について保険金が支払われない場合があります。

日医医賠責特約保険では、日医A会員以外の医師の責任部分も含めて保険金支払の対象となります。

事故の概要		保険金の支払	
医療機関	個人立診療所（開設者・院長は日医A1会員、勤務医は非会員）	特約保険加入	9,900万円 （免責100万円を差し引いた額）
内容	勤務医の医療行為上の過失により開設者である会員が損害賠償請求を受けた	特約保険未加入	日医医賠責保険ではA会員の開設者・管理者責任部分のみ対象となり、勤務医師の責任部分の対象外となります。
認定された損害賠償額	1億円（支払限度額3億円） （将来にわたる介護費用、逸失利益、慰謝料など）		

高額賠償への備えは大丈夫ですか？

2020年4月1日の民法改正で法定利率が5%→3%に変更されたことにより、損害賠償金が引き上げられる事案が増加しており、これまで以上にその備えが重要になってきています。

日医医賠責特約保険の支払限度額と掛金（1年間の場合）

1. 支払限度額

日医医賠責保険と合算して

1事故（同一医療行為につき）3億円

保険期間中（年間）9億円
（免責金額は1事故100万円）

2. 掛金（1年間）

①診療所・介護医療院（19名以下）20,000円

②A2会員20,000円

③病院・介護医療院（20名以上）

掛金 = 12,400円 × 一般・療養病床の許可病床数または定員数 - 40,000円



日医医賠責特約保険と日医医賠責保険の関係

1事故支払限度額

3億円

1億円

100万円

日医医賠責特約保険

日医医賠責保険

免責金額（100万円）

行為者責任

開設者・管理者責任

保険期間：中途加入月1日から2026年7月1日まで

掛金：上記1年間分の掛金を月割した金額

加入手続：日本医師会ホームページから送信、または都道府県医師会（一部地域では都市区医師会）へ加入依頼書を提出下さい。※中途加入月の前月15日受付締切

お問い合わせ先 公益社団法人 日本医師会
担当事務局 医賠責対策課

☎03-3942-6136（平日9:30～17:30）

✉ ibaiseki@po.med.or.jp

日医医賠責特約保険の概要

● **保険契約者** 公益社団法人 日本医師会

● **加入資格** 日医A会員（A1会員、A2B会員、A2C会員）

● **被保険者**

①加入申込をした日医A会員（「記名会員」という）、②前記①の記名会員が理事である法人、または管理者である医療施設を開設する法人で、補償対象として加入依頼書に記名した法人

● **対象となる医療施設**

①診療所（個人立、法人立を問いません）、②個人立病院・介護医療院（病床数・定員数の上限なし）、③99床以下の法人立病院・定員99名以下の法人立介護医療院。ただし、病院については一般病床と療養病床が対象となります。

● **対象とならない医療施設**

①結核病床と感染症病床、②精神病床（ただし、一般病床を主として有する病院の中の精神病床は対象とします）、③介護老人保健施設、④国、独立行政法人、国立大学法人、社会保険関係、会社が開設する医療機関および公的医療機関（いずれも、病院・診療所を含む）は対象外となります。

● **保険金の支払**

「日医医賠責特約保険」では、日医A会員以外の医師に固有の責任がある場合でも被保険者に損害賠償請求がなされた際は「カット払い」を行わずに保険金を支払います。

ただし、その医師が一般の医賠責保険を付保している場合には、日医医賠責保険及び日医医賠責特約保険と保険金の支払いについて責任分担を行います。

(日本医師会 公式YouTube)

● **掛金の納入**

都道府県医師会（一部地域によっては、郡市区医師会）を通じて集金します。

➢ 次年度以降は加入条件に変更のない限り、毎年7月1日から1年間の加入として、自動継続となります。

➢ 制度の概要を紹介する動画もございますので、右記QRコードからご参照ください。



日医医賠責特約保険中途加入のお手続方法

以下いずれかの方法でお願いいたします。

① **特約保険システムより送信する**



日本医師会ホームページ：日医医賠責特約保険：加入のお手続き（新規加入・中途加入）の「加入依頼書作成サイト」から

「依頼書作成フォーム」を開き、所定の項目を入力して「確定する」ボタンを押すことで、所属の都道府県医師会（一部地域によっては、郡市区医師会）宛に送信されます。時間外や土日祝日でもお手続き可能です。

依頼書作成サイトURL：<https://www.med.or.jp/doctor/ibaiseki/kanyu.html>（右QRコードからも参照できます）



※加入依頼書作成サイトへアクセスするには**日本医師会 会員IDとパスワードが必要**となりますのでご用意をお願いいたします。

（ご不明の場合は**日本医師会 会員情報室（電話03-3942-6482）**にお問い合わせください。）

② **手書き用の依頼書を提出する**

所属の都道府県医師会（一部地域によっては、郡市区医師会）から、手書き用の加入依頼書を入手のうえ、所定の項目に記入し、所属の都道府県医師会（一部地域によっては、郡市区医師会）宛にご提出下さい。

加入依頼書提出締切日 中途加入月の前月15日まで

<ご参考> ご加入後の変更・更新手続について

● **加入内容に変更・継続中止を希望される場合**

加入内容に変更がある加入者および継続の中止を希望される加入者は、2026年5月末までに、所属の都道府県医師会（一部地域によっては、郡市区医師会）宛にその旨をご連絡ください。

● **自動継続のご案内**

① 補償対象の医療施設が診療所・定員19名以下の介護医療院・個人の加入者宛に、2026年4月中旬に「自動継続のご案内」を送付いたします。

② 補償対象の医療施設に病院、介護医療院（定員20名以上）が含まれる場合は、同時期に別様式の「自動継続のご案内」を送付いたします。

● **加入内容のご確認**

「自動継続のご案内」に記載の内容（現在の加入と同じ内容）で継続を希望される加入者は、特段のお手続きは不要です。2026年7月1日から1年間の自動継続となります。

<「自動継続のご案内」イメージ>